

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令	
規制の名称	国際希少野生動植物種の追加	
規制の区分	拡充、緩和	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	
評価実施時期	令和4（2022）年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）を国際希少野生動植物種として定め、国内流通規制の対象としている。国際希少野生動植物種は、その個体、器官、又はこれらの加工品（以下、「個体等」という。）について、原則として取引（譲渡し等）が規制されるほか、販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。公益的な目的の場合には許可・協議を行うことにより取引可能であり、大学等については譲受け後に届出を行うこととされている。また、一部の種については、要件を満たす場合には個体等登録を受けることで、譲渡し等、陳列・広告が可能となる。加えて、輸出入に当たっては、種の保存法に基づき、外国為替及び外国貿易法に規定する承認を受ける必要がある。</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）附属書I掲載種は、絶滅のおそれがあり、国際取引による影響を受けている又は受ける可能性があるため、条約により商業目的の国際取引は原則禁止されている。種の保存法においては、これを国際希少野生動植物種として指定して国内流通を規制し、条約による国際取引規制の実効性の確保を図ることとしている。</p> <p>令和4年11月、ワシントン条約第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書Iが改正されたことを踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下、「施行令」という。）を改正し、国際希少野生動植物種の追加（9種類。うち2種類については器官及び加工品も規制）、削除（4種類）及び変更（学名変更等）を行うこととする。また、既に国際希少野生動植物種に指定されている種について、個体等登録により譲渡し等の規制の対象外となる登録対象個体群を2種類追加する。</p>	
想定される代替案	無し	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	追加指定種については、国際希少野生動植物種の譲渡し等及び輸出入について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係る費用の負担が想定される。	—

	<p>また、販売実績がある種については販売が規制されることによって逸失する利益が発生すると考えられる。</p>	
行政費用	<p>新たに発生する国際希少野生動植物種の譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等に係る審査手続の事務を行う費用が想定される。</p>	—
直接的な効果（便益）の把握	<p>当該種の国際希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出入を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。</p>	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>今回指定する9種の国際希少野生動植物種については原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。ただし、要件を満たす個体等については、法第20条第1項に基づく登録を受けることにより、これらが可能となることから、規制による影響は限定的と考えられる。</p> <p>ある種が国際希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に、譲渡し等や販売目的の陳列又は広告を行うためには種の保存法第20条第1項に基づく登録が必要となることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>	—
費用と効果（便益）の関係	<p>効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。</p>	
その他の関連事項	<p>ワシントン条約第19回締約国会議においては各種の生息状況、流通実態等を踏まえ、附属書への掲載について検討された。また、種の保存法第4条第7項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」において、ワシントン条約第19回締約国会議の結果及び種の保存法の規制内容を踏まえ、国際希少野生動植物種を指定等することについて意見聴取を行う。なお、種の</p>	

	保存の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息状況、流通実態等を踏まえ、必要な規制について検討している。
事後評価の実施 時期等	当該規制については、施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。
備考	